

ドローンショップ仙台は登録講習機関です。

国家試験 受付開始

二等 無人航空機操縦士講習

POINT①

カテゴリII
特定の飛行については
今まで行っていた
許可承認申請が不要に

POINT②

未経験から
ライセンス取得者へ
操縦技術・基礎知識の
習得

POINT③

民間資格から
国家資格へ
信頼性の資格で要資格
者の業務に対応

当店では初学者向け～経験者向けのコースをご準備しており、修了審査までの講習を行っております。
※修了審査合格後は指定試験機関での受験及び審査が必要です。 当店での修了審査合格者は指定試験機関での実技審査は不要です。

ライセンス取得までの流れ

ドローン情報基盤システム(国交省)

DIPS2.0にて技能証明申請者番号を取得

登録講習機関での講習(弊社)

入学申請

学科講習

実地講習

修了審査

指定試験機関(日本海事協会)

学科試験/身体検査/試験合格証明書の発行

講習日程
※経験者
最短2日!

初心者歓迎!

講習機
無料貸出

昼間・目視内
限定変更

受講費用 税込	基本料金	限定変更 目視外	限定変更 夜間
初学者	¥264,000	+¥33,000	+¥33,000
経験者	¥126,500	+¥33,000	+¥33,000

経験者: 国交省認定団体での民間資格を所有されている方
または、国交省の飛行許可承認申請取得経験のある方。

～受講資格～

- ① 満16歳以上であること。
- ② DIPS2.0で「技能証明申請者番号」を取得していること。
- ③ 航空法で定める失格者に該当しないこと

詳しくは裏面をご確認ください ▶

弊社は二等無人航空機操縦士の登録講習機関となります。

無人航空機操縦者技能証明とは

制度概要

無人航空機操縦者技能証明制度は、無人航空機を飛行させるのに必要な技能(知識及び能力)を有することを証明する資格制度です。国土交通省が運営管理する「ドローン情報基盤システム(DIPS2.0)」にて申請を受けて、指定試験機関が実施する無人航空機操縦士試験(学科試験、実地試験、身体検査)により受験者の技能を判定し、無人航空機操縦者技能証明を行います。

なお、登録講習機関の所定の講習を修了することで指定試験機関での実地試験が免除されます。

技能証明は、カテゴリIII飛行に必要な技能に係る一等無人航空機操縦士と、カテゴリII飛行に必要な技能に係る二等無人航空機操縦士との2つに区分され、合格した試験に応じて無人航空機の種類又は飛行の方法について限定をされます。

(引用)一般財団法人日本海事協会 概要-無人航空機操縦士試験<https://ua-remote-pilot-exam.com/guide/overview/>(参照2023/4)

特定飛行に該当する飛行と飛行カテゴリについて

特定飛行に該当する飛行

航空法において、100g以上の無人航空機を屋外で飛行させる際に、特定飛行を行う場合は、基本的に飛行許可・承認申請が必要になります。

なお、適切な許可・承認を取得せずに無人航空機を飛行させる等した場合は、懲役又は罰金に科せられます。

また、無人航空機の飛行形態については、リスクに応じた下記3つのカテゴリ(リスクの高いものからカテゴリIII、II、I)に分類され、該当するカテゴリに応じて手続きの要否が異なります。

飛行許可申請が必要な空域			飛行承認申請が必要な方法		
人口集中地区の上空	緊急用務空域	空港等の周辺	150m以上の上空	催し場所上空での飛行	
人又は物件と距離を確保できない飛行		危険物の輸送	目視外での飛行	夜間での飛行	物件の投下

飛行カテゴリ決定のフロー図

YES▶ NO▶



二等無人航空機操縦士を取得すると…

下記に該当する場合、「人口集中地区/夜間での飛行/目視外での飛行/人又は物件との距離が30m未満」の許可承認が不要になります。

- ・特定飛行に該当する飛行を実施する
- ・立入管理措置を講じる
- ・総重量が25kg未満
- ・「空港等の周辺/150m以上の上空/催し場所の上空/危険物の輸送/物件の投下」に該当しない飛行

(引用) 国土交通省 航空安全:無人航空機の飛行許可・承認手続きhttps://www.mlit.go.jp/koku/fr10_000042.html#gsimaps/(参照2023/4)

講習時間・日数について

科目	初学者	経験者
座学	約10時間	約5時間
実技	約12時間	約6時間
講習日数	4日間	2日間

限定変更	初学者	経験者
目視内	約3時間	約3時間
昼間	約2時間	約2時間
講習日数	1日間	1日間

※最短のスケジュールとなります。

※雨天等によりスケジュールが変更となる場合がございます。

※限定変更講習は事前の飛行申請が必要となるため、最低でも3週間前までお申込みください。

限定変更講習は修了審査合格後受講可能です。

申込日 年 月 日

入学申請書

受講コース	二等		備考（要望事項）	
	初学者	経験者		
	☐ 基本	☐ 基本		
	☐ 限定変更 （目視内）	☐ 限定変更 （目視内）		
	☐ 限定変更 （昼間）	☐ 限定変更 （昼間）		
	☐ 限定変更 （25kg未満）	☐ 限定変更 （25kg未満）		
教習所	☐ 仙台校		☐ 岩手校	
フリガナ			生年月日	
氏名			年 月 日 才	
			性別	男 ・ 女
技能証明申請者番号				
住所	〒			
電話番号				
メールアドレス				

（団体でお申し込みの方）

会社・団体名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

お申込み先

株式会社 公楽開発（ドローンショップ仙台）

（仙台校）〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋2丁目11-1ショーケー本館ビル7階3号

[TEL:022-224-8118](tel:022-224-8118)

[MAIL: drone@ds-sendai.jp](mailto:drone@ds-sendai.jp)

（岩手校）〒020-0757 岩手県滝沢市大釜風林42-5 小岩井研修所

[TEL:019-686-1155](tel:019-686-1155)

[MAIL: sada@ds-sendai.jp](mailto:sada@ds-sendai.jp)

担当者	代表者